

令和7年度【地域経済にぎわい創出支援事業補助金】

地域や業種内で組織された商工団体などによる
集客力や売上、経営力の向上に資する取組を支援します



1. 補助対象者

- (1) 市内に活動拠点を有すること。
- (2) 構成員が5者以上で、かつ、その過半数が商工業者であること。
- (3) 市内商工業者が構成員に含まれていること。
- (4) 定款や規約などを定めている団体であること。

※1団体につき1年度当たり1回限り

※補助を受けた年度の翌年度は補助を受けられません（隔年度で申請できます。）

2. 補助事業要件

団体が自ら企画し、実施する、集客力や売上、経営力の向上に資する自主的な取組（マーケットイベント、複数の店舗が連携して行うキャンペーン、経営力向上のセミナーや研修会など）

※以下に該当する場合は、**補助の対象になりません。**

- (1) 宗教活動や政治活動、暴力団活動に該当する事業
- (2) 国や地方公共団体との共催による事業
- (3) 他の制度による補助や委託を受けている事業
- (4) その他公序良俗に反するなど、補助対象事業として適当でないと認められる事業

3. 補助対象経費

- (1) 報償費（講師謝金[団体から直接支払うもの]など）
- (2) 旅費（先進地視察の旅費など）
- (3) 需用費（消耗品費、印刷製本費）
- (4) 役務費（広告費、郵便料、手数料）
- (5) 委託料（外注費など）
- (6) 使用料・賃借料（物品のリース代など）
- (7) 負担金（他団体が主催する研修会の参加費など）
- (8) その他対象事業を実施するために必要と認められる経費

4. 補助率と上限額

- (1) 補助率：補助対象経費の3分の2以内（1,000円未満切捨て）
- (2) 補助上限額：1団体につき20万円

5. 提出書類

市ホームページからご確認ください。

6. 申請期限

令和8年1月30日（金）

問合せ先 薩摩川内市役所 経済シティセールス部 経済政策課

経済グループ 0996-23-5111（内線5751・5752）

